

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部 税務課	
契約締結年月日	令和6年7月23日	
業 務 名	令和6年度定額減税補足給付金システム改修業務委託	
業 務 の 概 要	令和5年11月2日付で閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務を実施するにあたり、支給対象者の抽出や給付額の算定を適切に行うことを目的とした税務基幹システムの改修を行う。	
契約金額(税込)	8,525,000円 ※単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本市の税務基幹システムは、株式会社日立システムズ製の住民情報システム(ADWORLD)を本市向けにカスタマイズしたものである。市民税・県民税における納税義務者の課税情報の管理、税額の算定及び課税の印字は全て当該システムにより行われており、令和6年度に実施される定額減税に基づく定額減税補足給付金額の算出においても、同システムが保有する所得や扶養情報などを用い一元的な管理の下で計算する必要がある。給付対象者の抽出や給付額の算定には当該システムの改修が必要となるが、これを実施できるのはベンダーである株式会社日立システムズ以外には存在せず、競争入札に適さないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部 税務課です。